

東京都北区介護保険条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年八月二日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区規則第七十二号

東京都北区介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区介護保険条例施行規則（平成十二年三月東京都北区規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

別記第四十四号様式(裏)を次のように改める。

(兼)

1 納期限内に納付されないときは、東京都北区介護保険条例第10条第1項

の規定により、延滞金が加算される場合があります。

[納めるところ]

2 指定期限までに納付がない場合、地方税法の滞納処分の例により滞納処分を受けることがあります。

3 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、東京都介護保険審査会に対し審査請求することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

また、この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に東京都北区を被告として(訴訟において東京都北区を代表するものは東京都北区長(なります。))提起することができます。ただし、当該裁判があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、当該裁判の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁判を勝た後(次の①から③までのいずれかに該当するときを除く。)でなければ提起することができません。

① 審査請求があった日の翌日から3箇月を経過しても裁判がないとき。

② 処分、処分の執行又は手続の履行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

③ その他裁判を経ないことにつき正当な理由があるとき。

問合せ

付 則

この規則は、令和七年一月一日から施行する。